

建設業法等の改正に伴う建設工事における技術者等の配置基準（令和7年3月18日）

令和6年建設業法等の改正について、小山市が発注する建設工事における技術者等の配置基準は、以下のとおりとします。本基準の他、建設業法及び関係法令等により、適正な技術者の配置を行ってください。

※小山市では、建設業法第26条第3項ただし書の技術者配置の特例のうち、建設業法第26条第3項第1号による特例を「専任特例1号」、同項第2号による特例を「専任特例2号」とします。

※要件に適合しなくなった場合、専任特例は活用できません。

① 主任技術者又は監理技術者の専任配置の特例（専任特例1号）

主任技術者又は監理技術者を専任で配置しなければならない工事（請負金額4,500万円（建築一式工事は9,000万円）以上）について、次の要件を全て満たす場合には、主任技術者又は監理技術者は、専任を要する工事を兼務することができます。

- 1) 小山市発注の工事であること。
- 2) 請負金額が9,000万円未満であること。
- 3) 兼任する工事現場数が2工事以下であること。（※1）
- 4) 工事現場間の距離が1日で巡回可能かつ移動時間が概ね2時間以内であること。
- 5) 下請次数が3以下であること。
- 6) 主任技術者又は監理技術者との連絡その他必要な措置を講ずるための連絡員（ただし、土木一式工事又は建築一式工事の場合は、当該工事に関し1年以上の実務経験を有する者に限る）を各工事に配置すること。なお、小山市の場合、配置する連絡員は、常駐は求めないが、請負業者と直接的かつ恒常的な雇用関係を必要とする。
- 7) 主任技術者又は監理技術者が、施工体制を確認するための情報通信技術（※2）を措置していること。
- 8) 人員の配置を示す計画書（別記様式）を作成し、工事現場に据え置くとともに、小山市へ提出すること。
- 9) 主任技術者又は監理技術者が、当該工事現場以外の場所から当該工事現場の状況を確認するための情報通信機器（※3）が設置され、かつ使用可能な環境が確保されていること。

（※1）専任を要しない工事現場との兼務も可能であるが、専任を要しない工事についても上記1）～9）の要件を満たすことが必要。また、専任特例2号との併用はできない。

（※2）現場作業員の入退場が遠隔から確認できるものとし、CCUS又はAPI連携したシステムであることが望ましいが、その他でも可。「監理技術者制度運用マニュアル（国土交通省）」を参照。

（※3）遠隔の現場を確認するために必要な映像・音声の送受信が可能で、必要な情報のやりとりが確実に実施できるもの。一般的なスマホやタブレット、web会議システム可。「監理技術者制度運用マニュアル（国土交通省）」を参照。

- 工事の品質又は工程等に影響があると市が判断する場合には、兼務を認められない場合があります。
- 主任技術者・連絡員の確認基準は、原則、一般競争入札においては開札日、指名競争入札においては公告日とします。（変更の場合を除く）
- 計画書の提出は、原則、一般競争入札においては入札参加資格要件審査書類の提出時、指名競争入札においては契約書類の提出時とします。（変更の場合を除く）
- 施工体制については、現場着手時点において確認を行います。
- 現場着手時点で計画書と現場に相違がある場合、又は、工事途中において要件に適合しなくなった場合は、それ以降、専任特例を活用できないため、主任技術者又は監理技術者を専任で配置しなければなりません。

② 監理技術者の専任配置の特例（専任特例 2 号）

（「特例監理技術者」は「専任特例 2 号」と名称が変更となりました）

監理技術者を専任で配置しなければならない工事（請負金額 9,000 万円以上（建築一式工事の場合も同額））について、次の要件を全て満たす場合には、監理技術者は、専任を要する工事を兼務することができます。

- 1) 小山市発注の工事で、請負金額が 9,000 万円以上 3 億円未満（建築一式工事の場合は 2 億円未満）であること。（総合評価方式を除く）
- 2) 兼務できる工事現場数は 2 工事までとし、兼務するそれぞれの工事において、監理技術者補佐を専任で配置すること。（※1）（※2）

（※1）監理技術者補佐には別途資格要件あり。「監理技術者兼務の取扱いについて」参照。

（※2）専任特例 1 号との併用はできない。

③ 営業所技術者等の専任現場の兼務

(「営業所専任技術者」は「営業所技術者」と名称が変更となりました)

営業所技術者等(営業所に常勤して、専らその職務に従事することが求められている)は、次の要件を全て満たす場合には、主任技術者又は監理技術者の専任を要する工事(請負金額4,500万円(建築一式の場合9,000万円)以上)について、主任技術者又は監理技術者の職務を兼ねることができます。

- 1) 当該営業所において締結された契約であること。
- 2) 請負金額4,500万円以上9,000万円未満(建築一式工事の場合も同額)であること。(※1)
- 3) 兼任現場数は1工事までとする。
- 4) 営業所と工事現場間の距離が1日で巡回可能かつ移動時間が概ね2時間以内であること。
- 5) 下請次数が3以下であること。
- 6) 営業所技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための連絡員(ただし、土木一式工事又は建築一式工事の場合は、当該工事に関し1年以上の実務経験を有する者に限る)を各工事に配置すること。なお、なお、小山市の場合、配置する連絡員は、常駐は求めないが、請負業者と直接的かつ恒常的な雇用関係を必要とする。
- 7) 営業所技術者等が、施工体制を確認するための情報通信技術(※2)を措置していること。
- 8) 人員の配置を示す計画書(別記様式)を作成し、工事現場に据え置くとともに、小山市へ提出すること。
- 9) 営業所技術者等が、当該工事現場以外の場所から当該工事現場の状況を確認するための情報通信機器(※3)が設置され、かつ使用可能な環境が確保されていること。
- 10) 営業所技術者等が所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

(※1) 主任技術者又は監理技術者の配置が非専任である(請負金額4,500万円未満)の工事については、工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にある(小山市内に営業所がある)場合、営業所技術者等は、その主任技術者又は監理技術者を兼務することができる。(従来通り)
また、専任特例1号、専任特例2号との併用はできない。

(※2) 現場作業員の入退場が遠隔から確認できるものとし、CCUS又はAPI連携したシステムであることが望ましいが、その他でも可。「監理技術者制度運用マニュアル(国土交通省)」を参照。

(※3) 遠隔の現場を確認するために必要な映像・音声の送受信が可能で、必要な情報のやりとりが確実に実施できるもの。一般的なスマホやタブレット、web会議システム可。「監理技術者制度運用マニュアル(国土交通省)」を参照。

- 工事の品質又は工程等に影響があると市が判断する場合には、兼務を認められない場合があります。
- 主任技術者・連絡員の確認基準は、原則、一般競争入札においては開札日、指名競争入札においては公告日とします。(変更の場合を除く)
- 計画書の提出は、原則、一般競争入札においては入札参加資格要件審査書類の提出時、指名競争入札

においては契約書類の提出時とします。(変更の場合を除く)

- 施工体制については、現場着手時点において確認を行います。
- 現場着手時点で計画書と現場に相違がある場合、又は、工事途中において要件に適合しなくなった場合は、それ以降、専任特例を活用できないため、主任技術者又は監理技術者を専任で配置しなければなりません。

(別記様式)

年 月 日

省令^{※1}17条の2又は17条の5に基づく人員の配置を示す計画書

小山市

市長 浅野 正富 様

住所

商号又は名称

代表者の氏名

以下の工事において、主任技術者又は監理技術者を兼務したいので届け出ます。

対象期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
------	---------------------

建設業者	名称				
	所在地				
主任技術者又は 監理技術者（営業 所技術者又は特定営業 所技術者）	氏名				
	所属営業所名			※17条の5の場合のみ記載	
	一日平均の 法定外労働時間	見込み時間		実績時間	

建設工事 1	工事名称				
	工事現場所在地				
	契約締結営業所	名称			※17条の5の場合のみ記載
		所在地			※上記所属営業所と同じである必要
	建設工事の内容			※法別表第1上段のどれか	
	請負代金の額			※1億円未満（建築一式工事の場合は2億円未満）である必要	
	移動時間			※1日で巡回可能かつ概ね2時間以内である必要	
	下請次数			※3次以内である必要	
	工事現場の施工体制の 確認方法				
	情報通信機器				
	連絡員 ※雇用関係が分かる書類を 添付(標準報酬決定通知書 の写し等)	氏名			
所属会社					
実務の経験 ※土木一式工事又は 建築一式工事の場合 に記載 ※実務の経験は1年 以上である必要		工事名称	期間		
			年 月 ~ 年 月		
		年 月 ~ 年 月	合計	年 月	

建設工事 2	工事名称				
	工事現場所在地				
	建設工事の内容			※法別表第1上段のどれか	
	請負代金の額			※1億円未満（建築一式工事の場合は2億円未満）である必要	
	移動時間			※1日で巡回可能かつ概ね2時間以内である必要	
	下請次数			※3次以内である必要	
	工事現場の施工体制の 確認方法				
	情報通信機器				
	連絡員 ※雇用関係が分かる書類を 添付(標準報酬決定通知書 の写し等)	氏名			
		所属会社			
		実務の経験 ※土木一式工事又は 建築一式工事の場合 に記載 ※実務の経験は1年 以上である必要	工事名称	期間	
			年 月 ~ 年 月		
		年 月 ~ 年 月	合計	年 月	